



Highschool

Community Center

North terminal

New town

Community bus

East area station

Shopping Center

Zoo

University  
Central Hospital

Park

Highschool

Shopping Center

Junior  
Highschool

City hall

Central area station

Shinkansen

# 周南市 地域公共交通計画

令和3(2021)年3月





## 目次

第1章	はじめに	1
1-1	計画策定の目的	1
1-2	計画の位置づけ	2
1-3	計画の区域	3
1-4	計画の対象期間	3
第2章	周南市の現状とまちづくりの方向性	4
2-1	周南市の現状	4
2-2	周南市の公共交通を取り巻く現状	12
2-3	公共交通に関する市民の意識	25
2-4	周南市のまちづくりの上位計画・関連計画との整理	37
2-5	計画目標の達成状況	43
第3章	周南市の公共交通における問題点と課題	46
3-1	周南市の公共交通が果たすべき役割	46
3-2	周南市の公共交通の現状・問題点	47
3-3	公共交通の課題	50
第4章	計画の基本的な方針	51
4-1	基本理念	51
4-2	公共交通ネットワークの方向性と将来イメージ	51
4-3	基本方針	54
第5章	計画の目標	55
第6章	計画に位置づける施策・事業とその実施主体等	59
6-1	計画に位置づける施策の体系	59
6-2	施策と事業の内容	60
6-3	事業の進捗管理	79

<b>参考資料</b> .....	81
1. 周南市地域公共交通会議規約.....	82
2. 周南市地域公共交通会議委員名簿.....	85
3. 周南市地域公共交通会議の開催状況.....	86
4. アンケート調査の実施状況.....	87

## 第1章 はじめに

### 1-1. 計画策定の目的

人口減少や少子高齢化、モータリゼーションの進展、公共交通の担い手不足の深刻化等、公共交通を取り巻く環境は厳しさを増しており、こうした傾向が続けば、将来にわたって公共交通を維持することが難しくなることが見込まれる状況となっています。

こうしたことから、本市では平成28(2016)年3月に「周南市地域公共交通網形成計画」を策定し、持続可能な公共交通ネットワークの形成に向け、交通事業者をはじめ地域住民、関係機関と連携を図りながら、様々な施策を展開してきました。

計画策定から5年が経過する中で、IoTやAIを活用した様々な技術革新が進展し、自動運転やMaaS<sup>1</sup>、AIによるデマンド配車システム等、新たな情報技術を用いた様々な取組が進められており、公共交通を取り巻く環境も大きな転換期といえる状況となってきました。

また、令和2(2020)年11月には「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等一部を改正する法律」が施行され、まちづくりと連携した地域公共交通のネットワーク形成と、地域における輸送資源の総動員による持続可能な旅客運送サービスの提供を確保すること等が取り入れられ、それに伴う新たな制度等も導入されました。

一方、令和2(2020)年から急速に拡大した新型コロナウイルス感染症は、社会に大きな影響を及ぼし、交通業界においては利用者が激減したことに伴い、公共交通を引き続き維持・確保することが大変厳しい状況となっています。

このたび、「周南市地域公共交通網形成計画」の前期事業計画期間が満了をむかえ、こうした公共交通を取り巻く社会状況の変化や前期計画で見えてきた課題、市民の皆さま方のご意見等を踏まえ、本市の公共交通ネットワークの在り方について検討を行い、後期事業計画として「周南市地域公共交通計画」を策定します。

---

<sup>1</sup>MaaS(マース)：“Mobility as a Service”の略称。出発地から目的地までの移動ニーズに対して最適な移動手段をシームレスに一つのアプリで提供する等、移動を単なる手段としてではなく、利用者にとっての一元的なサービスとして捉える概念。

1-2. 計画の位置づけ

本計画は、本市のまちづくりの最上位計画となる「第2次周南市まちづくり総合計画」や「第2期周南市まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「周南市国土強靱化地域計画」の方針に基づいて策定する計画です。また、策定にあたっては前期計画の考え方を踏襲するほか、「周南市立地適正化計画」をはじめとした関連計画と調和を図ります。

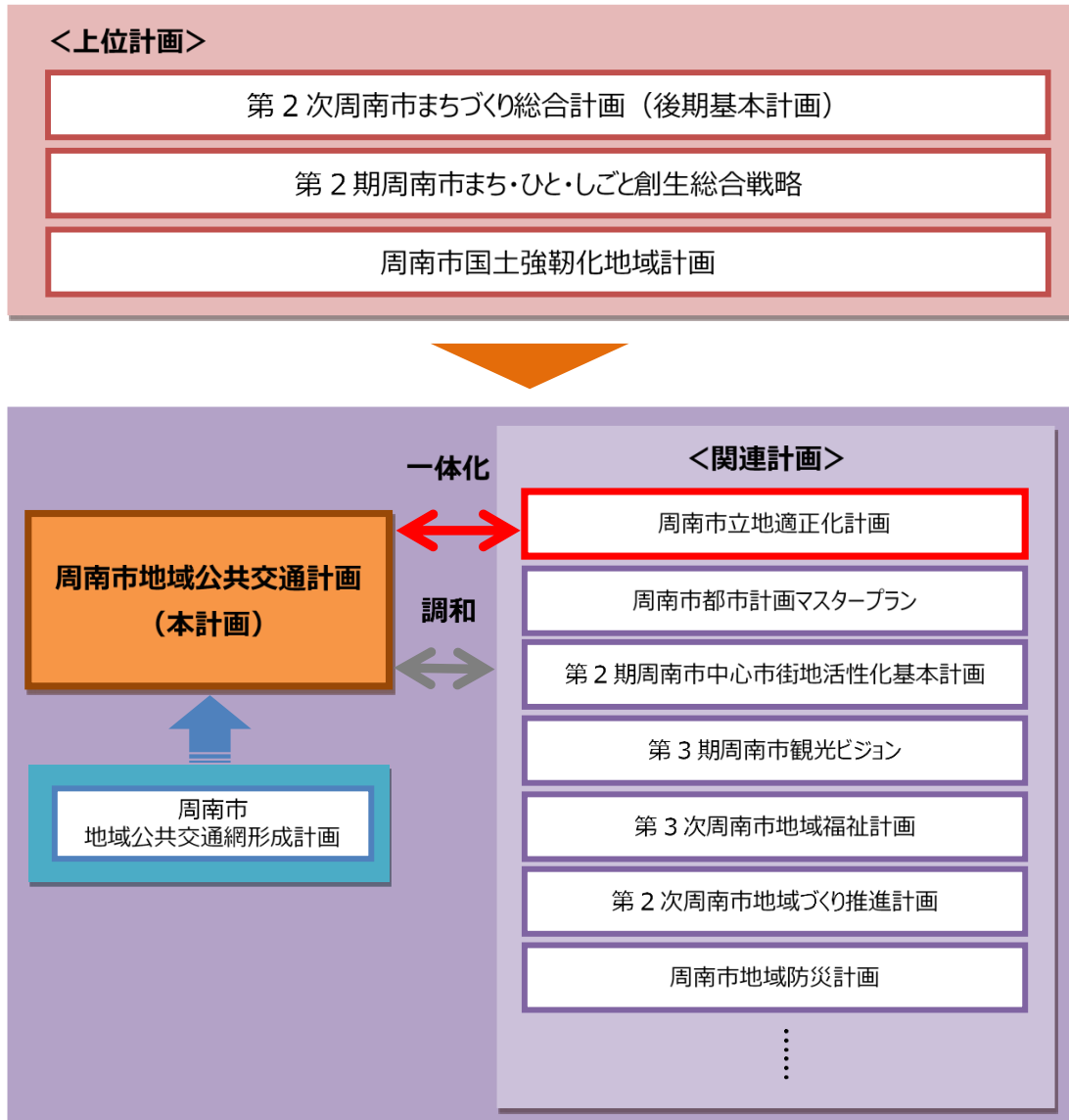


図 1 上位・関連計画と本計画の関係

1-3. 計画の区域

計画の区域は、周南市全域とします。なお本計画では、公共交通に関する様々な分析にあたり、生活圏等を踏まえ、次の5エリア（南部、東部、西部、北部、島しょ部）に分けています。



図 2 エリア区分図

1-4. 計画の対象期間

計画の対象期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。なお、計画の基本的な方針は、前期計画である「周南市地域公共交通網形成計画」を踏襲し、前期5年間で取り組んだ事業の実施状況及び目標の達成状況を踏まえた上で、本計画において見直しを実施・更新することとします。

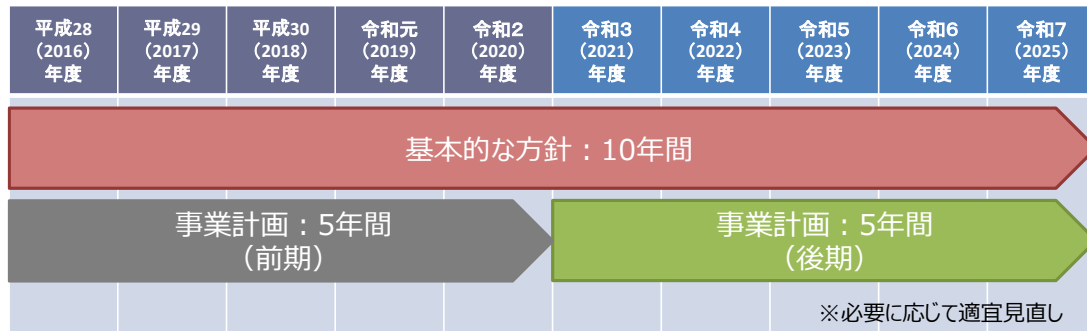


図 3 対象期間の概念図